

# 指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信  
 税理士 足田 英司  
 税理士 中富 強  
 税理士 松谷 正俊

## COOLBIZ

クールビズ期間 5月1日～10月31日は  
 ノーネクタイ軽装で失礼いたします。



### 6月の税務・労務

4月決算法人の確定申告	
10月決算法人の中間申告	6月中の
1,7月決算法人の消費税中間申告(年税額400万円超)	決算応答日
源泉所得税、特別徴収税額	6月10日(金)
(5月分)の納付期限	
社会保険料・児童手当拠出金(5月分)の納付期限	6月30日(木)

### 6月の行事・業務案内

- 1(水) 気象記念日
- 3(金) 測量の日
- 5(日) 芒種 世界環境デー
- 10(金) 入梅 時の記念日
- 19(日) 父の日
- 21(火) 夏至
- 23(木) オリンピックデー
- 28(火) 貿易記念日
- 30(木) 夏越の祓



### 何の日?

**気象記念日** 日本初の気象台が設置された日  
**測量の日** 測量法が昭和24年に制定された日  
**芒種** 二十四節気の9  
**世界環境デー** 国連が定めた環境保全を高める啓発活動  
**入梅** 芒種の後の最初の壬の日。暦の梅雨入り  
**時の記念日** 日本最初の時計が鐘を打った日  
**父の日** 父への感謝を表す日  
**夏至** 二十四節気の10  
**オリンピックデー** IOCが創設された日  
**貿易記念日** 安政6年、江戸幕府が自由貿易を開始した日  
**夏越の祓** (なごしのはらえ) 半年の穢れを落とす行事。後の半年の健康と厄払いを祈願します。

- 政府は来年4月から予定されている消費税の増税時期を、2年半(平成31年10月)先送りする再延長の考えを示しました。この結果、消費税増税に伴って実施予定の施策も先送りされる予定です。
- 影響を受ける主な制度は次の通り
- 軽減税率制度(延期・軽減税率に対応するレジの更新などの補助制度は実施中)
- 自動車取得税の廃止及び燃費性能に応じた新税制の導入(延期見込み)
- 住宅ローン減税の拡充(8%増税時の制度を継続見込)
- 住宅取得資金贈与の非課税枠拡大(延期見込)
- インボイス(税額票)制度(予定通り平成33年から実施)

一方、消費税法が抱える問題の解決も先送りになります。

低所得者ほど負担が高く、無収入の人にも負担が発生する逆進性は一層高くなっています。逆進性の解消のため福祉を充実するといわれていますが、多くの国民にその実感がありません。

価格転嫁は中小零細事業者にとつて今でも難しい上に、医療や福祉などの社会保険事業者は、法律上まったく転嫁が認められていません。輸出事業者や外国人旅行者に認められている戻し税制度を社会保険事業者にも適用拡大を求める意見もあります。

このように消費税は根深い問題を抱えています。



〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-1 7第5松葉ビル301号  
 Tel:072-805-5252 FAX:072(805)5253 Eメール:info@kskj.jp  
 URL: http://kskj.jp 相続専門:kskj-souzoku.jp 飲食:food-tax.jp  
 税理士法人京阪総合会計事務所/京阪総合経営(保険取扱)

【取次会社】(生命保険) 大同生命、NN生命(旧ING生命)  
 (ビジネスソフト) 弥生会計MJS(損保) ユナイテッド・インシュアランス(株)(コンサル) 日本フードアドバイザー協会(飲食向コンサル)

### 今号の紙面

- 消費税増税再延期 ○ 6月の事務ごよみ
- 制度融資が利用できないか? ○ 道路が変わりました
- **Q&A** マイナンバーで副業がばれる?

# 6月の事務ごよみ

## ●平成28年度個人住民税の特別徴収が開始

6月支給の給与から新年度の個人住民税の特別徴収を行います。

各従業員の住所地の市区町村から通知された年税額・月割税額に基づいて、今年6月から来年5月までの12ヶ月で徴収納付します。納付期限は、徴収した月の翌月10日です。

10名未満の従業員の場合、申請をすれば源泉所得税と同じように年2回にまとめて納付することができます。

## ●健保・厚生年金の被保険者報酬月額変更届の提出要否判定チェック

従業員の給与が昇給等によって大幅に変動した場合、「定時決定」を待たずに標準報酬月額が改訂されます。これを「随時改定」といいます。

## 源泉所得税の納期特例の用意を！

7月11日は源泉所得税の納期特例を利用して、納税資金などを準備ください。ご用意いただく書類は、今回同封しております。詳しくは事務所担当者にご相談ください。

●昇給・降格があり、**固定的賃金に変動があった場合**

●固定賃金の変動した月から3ヶ月間連続して、**報酬の支払基礎日数が17日以上**あること

●該当する3ヶ月の報酬の平均月額が、**従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差があること**

月額変更届は、7月中に所轄の年金事務所（あるいは健康保険組合）に提出し、8月に支払う給与から改定後の新保険料による徴収を開始します。なお、7月にはいると、定時の報酬月額算定基礎届の提出事務（7月11日期限）がはじまります。早めに準備に取りかかりましょう。

## ●労働保険の年度更新手続き

6月1日から、労働保険の年度更新手続きの受付が始まります。最終期限は7月11日です。

## ●賞与からの健康保険・厚生年金保険の保険料控除

6月に賞与を支給する事業所は、賞与から従業員負担分の健康保険と厚生年金保険の保険料（40歳以上は介護保険料も）を控除します。賞与に係る保険料は、被保険者負担分と会社負担分を合わせて、納入告知書に従って翌月末までに納付します。

なお、賞与を支払ったときは「賞与支払届」を作成し、支給日から5日以内に、所轄の年金事務所（一部の健康保険組合を含む）に提出します。

## 予定納税のご準備を

個人の方の前年の所得や税額などをもとに計算した金額が15万円以上である場合、予定納税をする義務があります。納税額とその時期は、所轄の税務署長から6月15日までに書面で通知が来ます。

## 予定納税の減額申請

予定納税の義務がある方が、次のような事情で前年と比べて納税額が減少すると見込まれる場合は減額申請をすることができま

① 廃業や休業をした場合

- ② 業績不振などのため、前年より明らかに所得が少なくなると見込まれる場合
- ③ 災害や盗難、横領などにより事業用資産に損害を受けた場合、または雑損控除を受ける場合
- ④ 多額の医療費を支出したため医療費控除が増加する場合
- ⑤ 配偶者控除など所得控除が増加した場合
- ⑥ 社会保険料を支払った場合や高額な寄附をして寄付金控除を受けられる場合
- ⑦ 自宅の新築等により住宅借入金控除などを新たに受けられる場合

平成28年分所得税の予定納税の納期限と減額申請期限		
納期	納期限	減額申請期限
第1期	28年7月1日～8月1日	7月15日
第2期	28年11月1日～30日	11月15日

## 融資メニューの一つ

### 制度融資を見直す

## 経営力強化保証制度

制度融資とは、自治体のサポートを受けて信用保証協会の保証をつけることで、借入がしやすくなる融資制度です。

女性や若者、シニアなどの起業支援や雇用確保などを目的とする事業の存続支援、新規事業への展開を支援するものなど多くの融資制度があります。

大阪府の場合、下表のような制度融資が準備されており、金融機関の窓口などで受付しています。

融資の内容は、自治体によって異なります。地方独自の融資制度もありますので検討される場合は、金融機関の窓口でお尋ねください。

融資は法人だけでなく個人事業主も対象となります。

欠点は、審査手続きが通常の金融機関の審査に加え、自治体の審査が追加されますので時間がかかります。また、税などの滞納があれば原則として融資は難しくなります。

平成24年10月から開始された経営力強化保証制度は、金融機関が認定支援機関と連携して、中小企業の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的としたものです。

たとえば、資金繰りが厳しく経営が不安定な企業が、複数の借入債務を一本化（借り換え）して、月々の返済負担の軽減を図りながら、売上や利益率の向上等に組み込み、経営体力をつけていくのが目的の制度です。

ただし、四半期ごとに事業計画の実地状況を金融機関に報告する必要があるもので、借りた後の手続きが煩雑となります。事業が計画通りに進んでいない場合は、計画の見直しなども求められます。

信用保証料率が、一般保証の料率からおおむね0・2%引き下げられます。融資限度額は2億円、借り換えを含む場合は返済期間は最長10年になります。

当事務所も認定支援機関として登録されており、事業資金について、ご検討されている場合は担当者にご相談ください。

大阪府の制度融資一覧（H28.4現在 大阪府HPより一部転載）

資金名称	こんなときにご利用ください
開業サポート資金(開業資金)	創業時又は創業から5年未満の方で資金が必要
開業サポート資金(地域支援ネットワーク型)	地域支援ネットワーク型の取扱地域において創業時又は創業から1年未満の方で資金が必要
小規模企業サポート資金(小規模資金)	企業規模が小さい
小規模企業サポート資金(地域支援ネットワーク型)	地域支援ネットワーク型の取扱地域において 商工会議所・商工会の経営指導を受けている
小規模企業サポート資金(市町村連携型)	企業規模が小さい／事業所のある市町村が独自の優遇制度を実施している
チャレンジ応援資金(法認定型)	府が推進する重点施策等と連携している
チャレンジ応援資金(金融機関提案型)	金融機関が積極的に支援する事業を営んでいる
チャレンジ応援資金(経営力強化資金)	経営力の強化に取り組む
チャレンジ応援資金(設備投資応援融資)	設備の導入を考えている
経営安定サポート資金(経営安定資金)	売上が減少している／取引先が倒産して資金繰りが厳しい



# お車でお越しの場合は「ご注意ください」

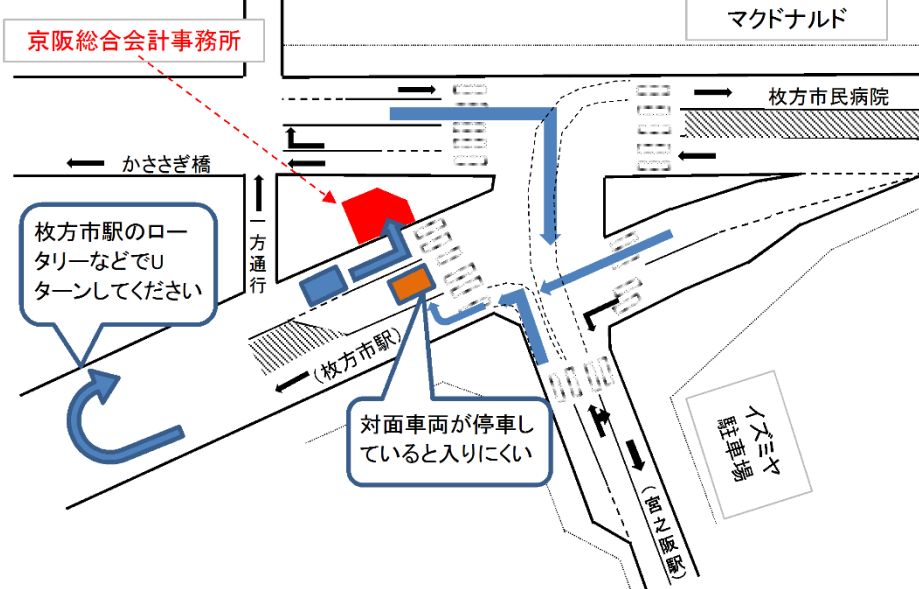
当事務所前の道路工事が5月28日に終了し、従来の一方通行から対面通行に道路形状が変更されました。

この結果、従来の西禁野交差点から進入した場合、対向車両が停車している右折入庫が難しくなります。

このため、そのまま進行して枚方市駅前前のロータリーなどでUターンするしかないようです。

枚方市駅方面からは、進入が可能となりますので左折入庫することができません。

出庫の際は、交通量を見計らってご注意しておすすみください。



## Q&A コーナー



私の勤務先は副業を禁止しています。ところで、マイナンバー制度が導入された結果、副業をしていることが発覚するといわれていますが、ほんとうですか？

### マイナンバーの導入で副業がばれる？

#### マイナンバー制度の影響で発覚することはありません

副業収入を主たる勤務先が把握する可能性があるのは、住民税の特別徴収の連絡が来たときです。

副業先の事業者が、市町村に対して給与支払報告書を提出した場合、市町村は、主たる勤務先の給与と副業の給与を合算して、主たる勤務先に報告し、住民税の特別徴収を依頼することになります。このため、副業先が報告している場合に問題が出ます。

事業者が給与支払報告書を提出しなくてもよいケースは、中途退職者に対する給与の支払い総額が30万円以下の場合です。1ヶ所の副業収入が30万円以下なら報告義務がないのです。また、副業が給与以外の場合で、不動

産所得や一時所得、雑所得などの場合は確定申告をしなくてはなりません。その申告の際、その分の住民税の徴収方法を「自分で納付」(普通徴収)の場合も主たる勤務先に報告されません。

事業者が、マイナンバーを記入して書類を提出するケースは、前述の場合と、扶養控除等申告書の未提出者(乙欄使用者)に係る給与支払金額が50万円超の場合に税務署に源泉徴収票を提出する場合です。

このようにマイナンバーによって副業がばれるのではなく、従来からの定めによって事業者に報告義務があるからです。